

# 住家被害認定調査票について

(平成 25 年 6 月)

## 1. 調査票の構成

### (1) 地震（運用指針：「第1編地震による被害」・「補遺」）

地震の木造・プレハブ（第1次）調査票については、調査票 A または B から地方公共団体の判断で選択できることとします。

	地震 木造・プレハブ			地震 非木造	
	第1次		第2次	第1次	第2次
	A	B			
種別	1種	1種	3種 1 基本データ、損害割合算出表 2 平面図 3 部位別損害割合	1種	2種 1 基本データ、部位別損害割合、判定結果等 2 平面図
配置図	○	○	—	○	—
平面図等	—	—	○	—	○

地盤の液状化により住家に  
損傷がみられる場合



地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定	地震 木造・プレハブ		地震 非木造	
	第1次	第2次	第1次	第2次
種類	1種	1種	1種	1種

### (2) 水害（運用指針：「第2編水害による被害」）

#### 1) 通常の水害時

	水害 木造・プレハブ		水害 非木造
	第1次	第2次	
種別	1種	2種	1枚
配置図	○	○	○
平面図等	—	—	—

1次調査については、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建てであり、かつ、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突の外力被害がある場合の住家被害に限り適用する。

## 2) 区域内の住家が明らかに1階天井まで浸水している場合（サンプル調査）

	水害 木造・プレハブ	水害 非木造
種類	2種	/
配置図	○	
平面図等	○（区域図）	

サンプル調査については、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建てであり、かつ、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突の外力被害がある場合であり、かつ1階天井まで浸水したことが一見して明らかな区域にのみ利用する

## (3) 風害編（運用指針：「第3編風害による被害」）

	風害 木造・プレハブ	風害 非木造
種類	2種 1 基本データ、損害割合算出表等 2 部位別損害割合	1種
配置図	○	○
平面図等	—	—

## 2. 調査票様式の修正

次の2つの条件が満たされれば、地方公共団体の判断により、必要に応じて調査票の様式を修正することができます。

- 運用指針に則った調査・判定を行うことができるものである。
- 調査票に記録する項目として以下の各項目が盛り込まれている。

### 【調査票において記録する項目】

- ①所在地
- ②住家の被害の程度
- ③判定した住家の範囲（建物のうち居住の用に供されていると推定される部分）
- ④外観による判定結果
- ⑤住家の傾斜
- ⑥床上浸水の有無（水害の場合のみ）
- ⑦屋根等の損傷の有無（風害の場合のみ）
- ⑧各部位の損傷（i～ivのいずれか）
  - i. 各部位の損傷状況（図面、写真等で記録）
  - ii. 各部位の損傷程度ごとの損傷面積率等
  - iii. 各部位の損傷率
  - iv. 各部位の損害割合
- ⑨住家の損害割合

内閣府で示した調査票に示されている項目以外に、過去に災害を経験した地方公共団体において、調査票に盛り込まれた項目を参考に列挙します。

- 災害名称
- 「浸水深」等他の統計で必要とされる項目
- 「固定資産税減免に必要な損害の程度」等他の地方公共団体業務で必要とされる項目
- 調査結果の電子データ化のための番号自動読み取りコード（QRコード、バーコード等）